

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第14回）

日 時：令和2年7月27日（月）18:00～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）各部の取組みについて

・リスクレベルの引上げに伴う対策

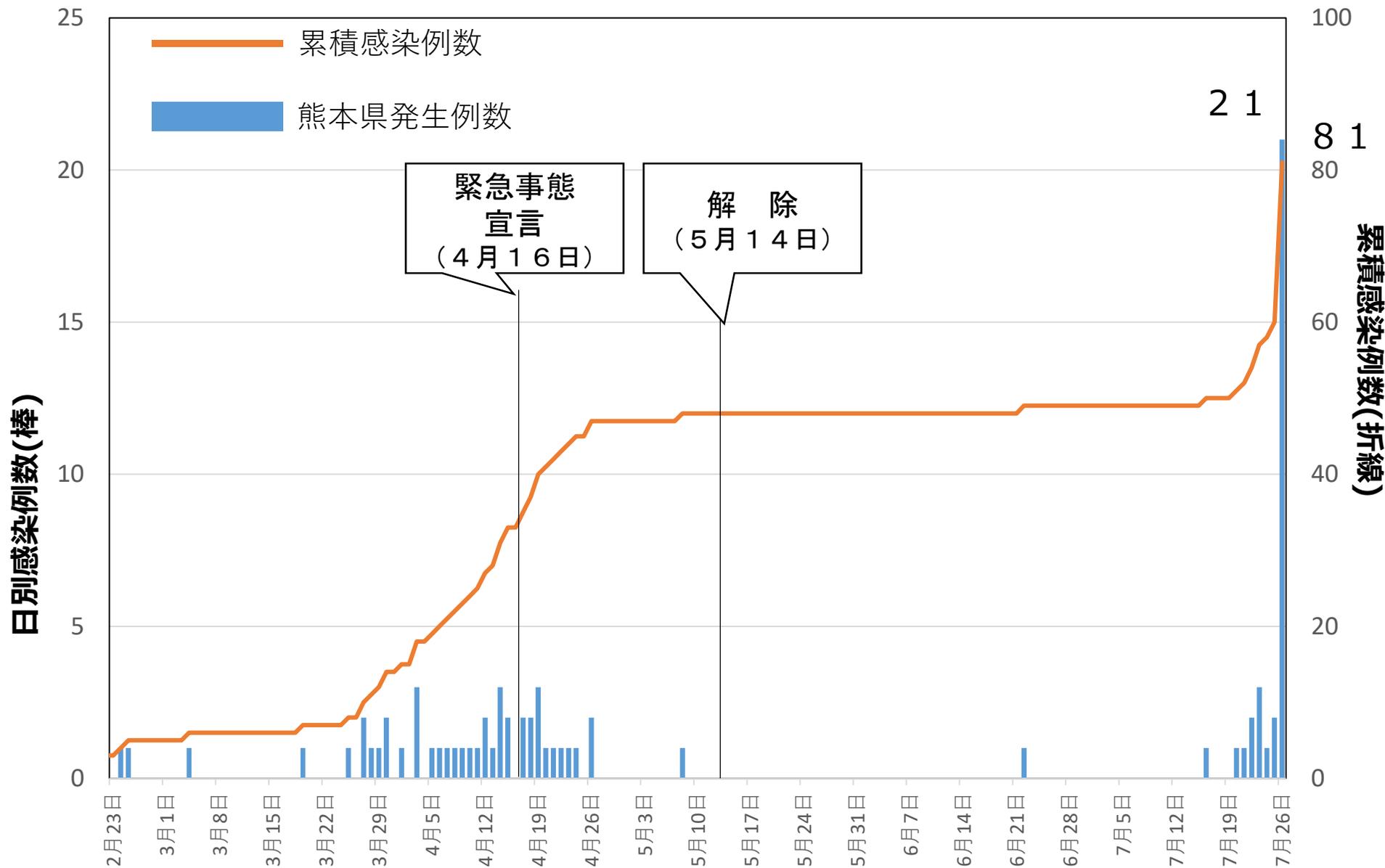
資料2

（3）その他

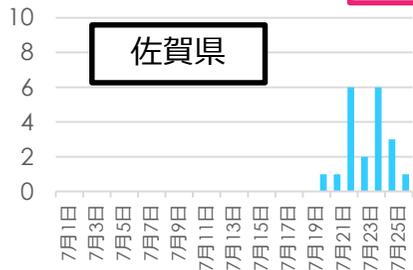
熊本県の感染確認数

資料 1

令和2年7月26日時点

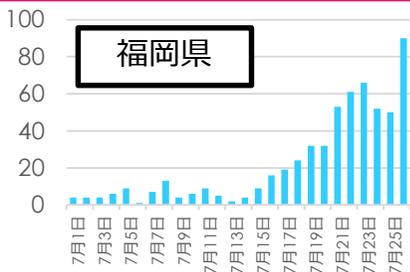


7月1日から7月26日までの九州各県の発生状況



7/24小城にてクラスター

佐賀県新型コロナウイルスボードによるモニタリング。

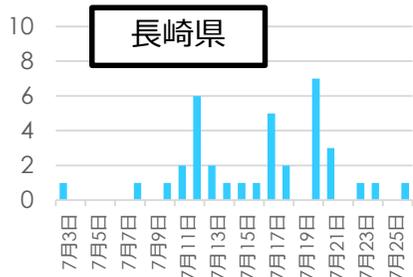


飲食店等で複数のクラスター

福岡コロナ警報によるモニタリング。
中州の接待飲食店へのPCRを実施。

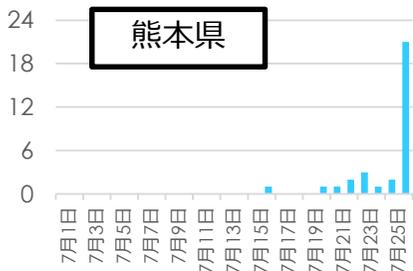
大分県

モニタリング等は公開されていない。



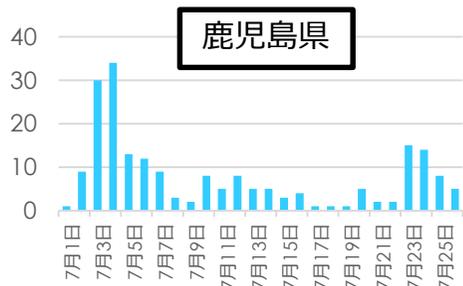
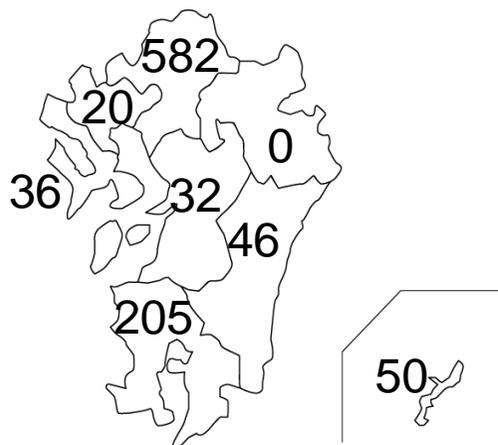
7/11医療機関にてクラスター

モニタリング等は公開されていない。



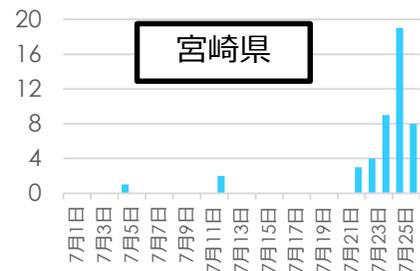
7/26企業にてクラスター

リスクレベルによるモニタリング。



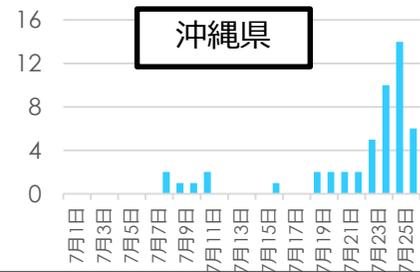
**7/1飲食店にてクラスター
7/24与論島クラスターか**

モニタリング等は公開されていない。
7/20から接待飲食店への休業要請



7/25飲食店でクラスター

「警報レベル」によりモニタリング。
クラスター飲食店付近の210店に感染拡大警報による休業要請等



(非計上)米軍クラスター

「警戒レベル指標」によりモニタリング。

熊本県リスクレベル

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策例
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請 ・施設への休業要請
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請 ・不特定多数が利用する県有施設の閉館
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。

※ **レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。**

※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。

※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

7月27日の週以降のリスクレベルに係る対策について

- ・県でもクラスター発生等が起こっている。リンクは概ね追えているが、他県からの移入事例が多い状態。
→ 各感染防止対策の徹底、移入対策が必要。

レベル	県の判断基準	対策例
4 特別 警報	県内で ①新規感染者15名以上 かつ ②リンク無し感染者8名以上	レベル3の対策に加え ・施設への休業要請 ・全ての催事等の自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・不要不急の外出自粛要請
3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上	レベル2の対策に加え ・施設への休業要請 ・催事等の自粛要請 ・週末等の不要不急の外出自粛要請
2 警戒	県内で①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・不特定多数が利用する県有施設の閉館 ・感染拡大リスクを高める3つの密が重なる催事の自粛要請
1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う
0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践

検討



実施済

リスクレベル3の対策

[週末等の不要不急の外出自粛要請関係]

- ・ 24条9項により、県民へ、不要不急の県外への外出自粛要請
- ・ 特に「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛すること。
- ・ 24条9項により、県民へ、感染防止対策の徹底の要請

[施設への休業要請関係]

- ・ 24条9項により、【特定の飲食店】※へガイドライン等による感染防止対策の徹底を協力要請。(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)
- ・ 24条9項により、県民へ、感染防止対策のできていない【特定の飲食店】の利用自粛を協力要請。(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)
→ 徹底されない場合は、休業要請を検討。

[催事等の自粛要請関係]

- ・ 24条9項により、催事における感染防止対策の徹底を協力要請。

リスクレベル2の対策

[不特定多数が利用する県有施設の閉館関係]

- ・ 県有施設の感染防止対策を再度点検し、感染防止対策ができていない施設は閉館。

7/27以降実施

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」
(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)

感染状況に応じ、対策については追加の要請等を行う。

7月17日付け内閣官房事務連絡の概要について

「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」を【特定の飲食店】として、感染が拡大した場合、対応をとること。

感染が拡大している都道府県においては、特措法第24条9項により次の対応を取ること。

- ① 【特定の飲食店】への感染拡大予防ガイドライン遵守の協力要請
- ② ガイドラインを遵守していない【特定の飲食店】の利用自粛の協力要請
- ③ ①、②を行ったうえ、ガイドラインを遵守していない【特定の飲食店】に対する休業要請等※

※... 遊興施設は法による休業要請。飲食店は法によらない知事からのお願い

県の方針(案)：

感染拡大の確認＝レベル3以降に、上記の対応を順次実施していく。

③を実施する際は、各対応の効果を見極めてから実施を検討する。

熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長緊急コメント
(7月27日10時現在)

- 熊本県内では、先週(7/21~7/27)で、新規感染者33例が現時点で確認されている。これらの多くの感染源が県外に由来しており、日本各地の大都市や九州各県での感染拡大の影響が本県にも到来し始めている。
- 一方で、これらの中には、県内で初めてとなるクラスターの発生、前週や前々週に比べ新規感染者の数が急増していること、一部ではあるがリンクなしの患者の発生が見られるなど、これまでと異なった様相が現れている。これらの兆候は、大規模な感染拡大の予兆になりうるものとして危機感を持って対応する必要がある。
こうした意識を持ちながら、今後の動向をこれまで以上の強い緊張感を持って注視していく必要がある。
- 検査体制や医療提供体制の整備が進められているものの、このような状況から、現時点では、熊本県・熊本市ともに「レベル3警報」に引き上げることが妥当である。
- 感染拡大を防止するためには、早期の段階で、あらかじめ先んじて対策を講じていくことが重要である。そのためには、県民の方々の一人お一人が、早い段階から危機意識を共有した上で、行動に移していくことが大切である。
- 県外との往来は一層の注意が必要である。特に、県境をまたぐ移動等の際は、行先の感染状況等を確認された上で、感染が流行している地域への移動は、不要不急なものは控えていただくことが重要である。
- 県民・市民及び事業者の皆様は、密集・密接・密閉の「3つの密」の回避を一層徹底し、「新しい生活様式」の実践に一層取り組んでいただきたい。
- 県・市を挙げて、県民と危機感を共有しながら、これらの行動の徹底を早い段階から行うことが、今の時期に求められている。

令和2年（2020年）7月26日

各本部員 様

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナウイルス感染症対策における「新しい生活様式」等の徹底について

7月25日（土）に、本県60例目となる新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、7月26日（日）に、感染者の濃厚接触者である職場の同僚等7名の陽性が確認され、クラスターが発生したと考えられます。

本県では、従前から、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策や「新しい生活様式」の実践をお願いしておりますが、今回のクラスター発生を踏まえ、県民に対し、改めて、職場等において、マスク着用、手洗い等の基本的な感染防止対策と、「新しい生活様式」の徹底を強く呼びかける必要があります。

つきましては、各本部員におかれましては、別添「関係機関等への周知文書（ひな形）」により、関係機関・団体等へ周知いただきますようお願いいたします。

<お問合せ先>

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

（熊本県健康福祉部健康危機管理課）

中満、谷津、島田

直通：096-333-2478（内線 5933）

※7月26日付け通知を踏まえ、関係機関等に周知される際にお使ください。

関係機関等への周知文書（ひな型）

令和2年（2020年） 月 日

〇〇（関係機関・団体等） 様

熊本県〇〇部〇〇課長

新型コロナウイルス感染症対策における「新しい生活様式」等の徹底について

7月25日（土）に、本県60例目となる新型コロナウイルス感染者が確認されましたが、7月26日（日）に、感染者の濃厚接触者である職場の同僚等7名の陽性が確認され、クラスターが発生したと考えられます。

本県では、従前から、3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的な感染防止対策や「新しい生活様式」の実践をお願いしておりますが、今回のクラスター発生を踏まえ、改めて、職場等において、マスク着用、手洗い等の基本的な感染防止対策と、「新しい生活様式」の徹底を強くお願いします。

（連絡先）